

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第9号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第2項」を「から第3項まで」に改める。

第5条第1項中「配偶者が」を「配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他事務局長がこれに準ずると認める事情とする。

第7条第1号中「（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の配偶者同行休業に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。